

第3回法務本省等契約監視会議議事概要

開催日 平成20年10月17日（金）

場 所 法務省大臣官房会計課会議室

委 員 野 村 豊 弘 （学習院大学法学部教授）
前 田 雅 英 （首都大学東京法科大学院教授）
箕 輪 幸 人 （フジテレビジョン解説委員）

審議対象契約 法務本省等が平成20年4月から同年7月までに契約を締結した一般競争入札案件233件及び随意契約案件257件（少額随意契約を除く。）

議事等＜第3回における重点検討対象契約について＞

- 1 中央合同庁舎第6号館の清掃及び廃棄物の回収・分別業務一式
（一般競争入札）
契約金額 116,970,000円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 2 自動車燃料（ハイオク、レギュラーガソリン及び軽油）
（一般競争入札）
契約金額 1,898,295円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 3 世界の公安情勢の印刷製本請負契約（一般競争入札）
契約金額 865,332円
支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長
- 4 中国語（初級）委託研修一式（一般競争入札）
契約金額 1,377,600円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 5 出入国管理業務個人識別情報システム用バイオメトリクス装置等賃借料一式（随意契約）
契約金額 2,898,000,000円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 6 共同通信ニュースサービス提供料一式（随意契約）
契約金額 11,529,000円

支出負担行為担当官 官房会計課長

- 7 リンギスティックアドバイザー業務一式 [2件 (①・②)]
(随意契約 (企画競争))

①契約金額 4,800,000円, ②契約金額 4,800,000円

支出負担行為担当官 官房会計課長

- 8 タクシーサービス一式 [6件 (①～⑥)] (随意契約 (公募))

①契約金額 25,453,470円, ②契約金額 14,486,640円,

③契約金額 10,857,226円, ④契約金額 10,857,226円,

⑤契約金額 10,857,226円, ⑥契約金額 21,714,452円

支出負担行為担当官 官房会計課長

- 9 人 (毎月各34,606部), わこうど (毎月各2,807部)
(随意契約)

契約金額 33,923,688円

支出負担行為担当官

- 10 本省内LANユーザ管理システムの改修一式 (随意契約)

契約金額 16,270,380円

支出負担行為担当官 官房会計課長

<質疑>

主な質問事項は以下の通りである。

○重点検討対象契約1について

(質問) 応札者が8社であったが落札率が100パーセント近く
となった理由等について

(説明) 予定価格の決定の内容と入札回数が3回に及んだことを
説明

○同2について

(質問) 単価契約案件であるが市場価格の変動への対応はどのよ
うにしているのか。

(説明) 市場価格の動向を見極めながら、やむを得ない場合は、
契約の相手方と変更契約を締結している。

○同3について

(質問) 落札率が低すぎるが当該契約金額で当初予定した品質等
での納品が可能なのか。

(説明) 落札率については、入札参加者が多かったため競争性が
増したことは予想されるが、品質等は納品時の検査確認で
特に問題なかった。

○同 4 について

(質問) 一般競争入札を実施したため契約額が抑えられているようであるが当初予定していた質以上の研修が実施可能なのか。

(説明) 毎年度、研修終了後、受講者から研修内容等について聞き取りを行い仕様書に反映させている。また、事前に応札業者から提案書を提出してもらい審査し、合格した業者を入札に参加させている。

○同 5 について

(質問) 導入当初の契約は一般競争入札によるものだが、後年度は随意契約によることの理由について

(説明) 導入当初の調達においてリース期間の総額で入札を行っている。

○同 6 について

(質問) 相手方から提示を受けた金額でそのまま契約してしまうのか。値下げ交渉等を行わないのか。

(説明) 値下げ等について交渉等を行っているが、各府省統一の価格ということで値下げ等はなされていない。

○同 7 について

(質問) 相手方が個人の場合、相手方の名称等を非公表としている理由とその開示について

(説明) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律によれば、行政機関が保有している個人情報については、本人の同意がなければ、利用目的以外に使用してはならないとされているため。

○同 8 について

(質問) 6社と契約しているが、どのような理由・経緯等でこのように幅広く契約しているのか。これまでの契約はどうだったのか。

(説明) 公募により応募者を募集し審査をした結果6社と契約しており、昨年度については審査の結果3社と契約している。

○同 9 について

(質問) 所管公益法人「矯正協会」が刑事施設等の被収容者を対象として、国相手だけのために編集・発行している刊行物を随意契約で購入する理由について

(説明) 「人」については大正11年から、「わこうど」につい

ては昭和52年から購入しており、矯正施設における被収容者向けの改善更生に資するための教材として活用してきたが、今後は一般競争入札で契約することができるかどうか検討したい。

○同10について

(質問) 随意契約している理由は、システムに汎用性がないためか。

(説明) ご指摘のとおりであり、システム上、やむを得なかったためである。

<委員からの意見具申等>

今回審議した契約については、概ね適正に処理されているものの、所管公益法人「矯正協会」との契約案件（重点検討対象契約9）につき、刑事施設等の被収容者を対象に編集発行された定期刊行物を特定業者と随意契約により購入を継続しているものであるが、編集内容等を工夫することなどで一般業者の参入の余地もあると思われるので、競争契約に移行することも視野に入れて検討されたい。

<次回の開催について>

次回は平成21年2月に第4回を実施することとした。

審議の対象契約は、法務本省等が平成20年8月から平成20年11月までに締結した契約とすることとした。